

【追加受付】令和5・6年度 小規模修繕等参加資格審査申請書の提出について

1. 対象となる契約

内容が軽易で、履行の確保が容易であると認められる、金額が50万円未満のもの

2. 申請対象者

越前町内に本社・本店を有する法人又は住所を有する個人

3. 資格審査申請の要件

建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わないものとします。

次の事項に掲げる要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項などにより、競争入札への参加を排除されていないこと。
- (3) 申請時に納期限の到来している地方税を滞納していないこと。
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していること。
- (5) 越前町暴力団体排除条例（平成23年越前町条例第24号）第2条第1号及び第2号並びに第6条の規定のいずれにも該当しない者であること。

4 受付期間

受付期間	資格適用
令和5年 5月1日～ 5月31日	令和5年 8月1日
令和5年 8月1日～ 8月31日	令和5年11月1日
令和5年11月1日～11月30日	令和6年 2月1日
令和6年 2月1日～ 2月29日	令和6年 5月1日
令和6年 5月1日～ 5月31日	令和6年 8月1日
令和6年 8月1日～ 8月31日	令和6年11月1日
令和6年11月1日～11月30日	令和7年 2月1日

5 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（※土曜日、日曜日、祝日等閉庁日は除きます。）

6 資格の有効期間 資格適用日から令和7年4月30日まで
有効期間内に申請事項の変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

7 提出方法 次の書類を持参又は郵送（必着）

- ・申請で入力した様式を印刷したもの、「業者カード」Excelデータ（媒体はCD-Rに限る）、その他添付が求められている書類
- ・媒体提出ができない場合は、メールでも受付します。

ファイル名 : 【小規模】〇〇会社

8 申請の方法または提出場所

申請書（業者カード）に必要な事項を記入し、その他の添付が求められている書類と共にA4版フラットファイルに綴じ込み、持参または郵送で提出してください。

【提出先】

〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中13-5-1

越前町役場 監理課

TEL 0778-34-8719（直通） メールアドレス kanri@town.echizen.lg.jp

9 申請書類

越前町ホームページからダウンロードできます。（Excel形式）

10 その他

申請書受付票の交付はしない。

○受付票が必要な方は、申請者により作成した受付票を持参すること。

（郵送の場合は返信用封筒を同封してください。返信用封筒がない場合は決定通知書と併せて返信します。）

○不足書類があった場合や申請書に記入漏れがあった場合は、速やかに再提出をお願いします。

○営業種目によっては、有効期間中に全く入札等が無いこともあります。また、参加希望種目にあがっていても必ず指名されるものではありません。

入札参加資格審査基準を必ず確認し、添付書類等の提出をお願いします。

申請書類種別表

※登記等謄本・納税証明書は、申請日以前 **3ヶ月以内** に発行されたものに限る。

種別	注意事項
競争入札参加資格審査申請書 (業者カード) *データの拡張子は「.xlsx」	・業者カード(小規模修繕等)が申請書です。 ※同データに限り、CD-Rでも提出のこと。
商業登記簿謄本【法人】 運転免許証又は健康保険証【個人】記号は黒塗りすること。 (写し可)	・法人の場合、履歴事項全部証明書は提出時以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。
未納のない旨の納税証明書 (写し可)	・未納のない旨の納税証明書(町税) ・申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。
登録証明書又は営業証明書の写し	・営業するにあたり許可・認可等を必要とする業種については、その証する証明書またはその写しを提出すること。 (※資格等を必要とする営業の場合に限る。)
返信用封筒(長形3号)	・返信先宛名を記入し、84円切手を貼付してください。 この返信用封筒は、決定通知書返信用です。
A4紙フラットファイル	・色指定なし。 ・表紙と背表紙に「商号又は名称」を明記し、表番号順に綴ること。 ・クリアファイルに、 CD-R と 返信用封筒 を入れること。

登録できる修繕業種

営業種目表

申請種目には○を記入してください↓

大分類		中分類		取扱商品(業務)例	申請
番号	品目名	番号	品目名		
27	修繕業務	1	大工	大工	<input type="checkbox"/>
		2	左官	モルタル、ブロック、れんが、タイル、石積	<input type="checkbox"/>
		3	屋根板金	屋根、板金、雨樋、外壁	<input type="checkbox"/>
		4	電気	電気配線、電気設備、電気製品	<input type="checkbox"/>
		5	管	ガス設備、上下水道	<input type="checkbox"/>
		6	塗装	塗装	<input type="checkbox"/>
		7	防水	アスファルト、モルタル、シーリング	<input type="checkbox"/>
		8	内装	壁紙、畳、床、カーペット、クロス、間仕切り	<input type="checkbox"/>
		9	造園	植栽、門、柵、塀、ネット、フェンス、遊具、錠鍵	<input type="checkbox"/>
		10	建具	建具、サッシ、シャッター、木製家具、襖、硝子、障子、網戸	<input type="checkbox"/>

※舗装、交通安全施設、土木工事については対象外とします。